

平成 27 年第 6 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成27年第6回教育委員会会議

1 日 時 平成27年3月26日（木） 14時～15時50分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
教育政策担当課長	加 藤	聖 治
調整担当係長	柏 尾	瑞 希
生涯学習推進課長	田 中	祥 之
生涯学習係長	近 藤	光 雄
学校教育部長	大 友	裕 之
教育推進課長	井 口	誠 一
学事係長	村 田	行 信
学事係員	大 西	俊 之
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
幼児教育センター担当課長	出 葉	充
幼児教育企画・研修担当係長	山 下	幸 子
幼児教育企画・研修担当係長	工 藤	ゆかり
教職員担当部長	引 地	秀 美
教職員人事担当課長	阿 地	俊 弘
人事担当係長	三戸部	文 彦
人事係員	高 橋	正 樹
文化部長	川 上	佳津仁
文化財課長	櫛 引	重 一
文化財係長	北 村	覚
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	石 川	亜 樹

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

議案第2号 博物館の登録に関する規則案

議案第3号 札幌市教育委員会行政組織規則及び札幌市教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則案

議案第4号 札幌市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則案に係る意見について

議案第5号 札幌市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則及び札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則案

議案第6号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第7号 札幌市文化財保護審議会委員の任命について

報告第1号 災害共済給付金等請求控訴事件の終結について

【開 会】

○山中委員長 ただいまより、平成27年第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議の会議録の署名は、臼井委員と池田官司委員にお願いいたします。

本日は、阿部委員から、所用により会議を欠席される旨のご連絡がありました。

それから、本日の議案第7号は附属機関の委員の任免に関する事項、報告第1号は訴訟に関する事項ですので、教育委員会会議規則第14条第3号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第7号及び報告第1号については公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

○山中委員長 では、審議に入ります。

議案第1号について事務局からご説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案について説明させていただきます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関するものです。

本年、1月23日と3月13日の教育委員会会議においても説明させていただいたとおり、地教行法の一部を改正する法律がこの4月1日から施行されます。この法改正に伴う関係条例の整備については、既にご審議いただいたところですが、条例に続き、関係規則の整備を行う必要があることから、本案を提出するものです。

初めに、このたびの法改正のうち、規則の整備が必要となった部分について改めて説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。

この資料の左側ですが、ポイント①教育長の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、それから、ポイント②教育委員会の教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化にかかわる部分を簡単に説明させていただきます。

まず、ポイント①です。

このたびの法改正によって、現在の教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長を、市長が議会同意の上、直接任命することになりました。この新教育長の設置により、今までは教育委員長が行ってきた教育委員会会議の主宰や規則等の公布については、新教育長が行うこととなります。

また、現行の教育長の職務代理者は事務局職員ですが、新教育長の任命後は、その職務代理者は新教育長が教育委員の皆様方の中から指名することとなります。

なお、何度か説明させていただいているとおり、新教育長については経過措置がありますので、札幌市においては、現教育長である町田教育長の任期中は、これまでどおり教育委員長と教育長が在任することとなります。

それから、ポイント②ですが、①でご説明したとおり、新教育長は教育委員長と教育長を一本化したものでして、教育委員会の代表者となることから、現行の教育長と比較すると新教育長の権限が大きくなります。このため、法改正

では、教育委員の教育長へのチェック機能が強化されており、教育委員の皆様からの教育委員会会議の招集請求についての条項が新たに明記されますことから、新教育長にも教育委員会から委任された事務の管理・執行状況についての報告義務が生じることとなっています。

さらに、札幌市においては既に実施しておりますが、会議の透明化のため、教育委員会会議の議事録の作成及び公表が、法的には努力義務ですが、きちんと明文化され、原則として議事録の作成、公表が求められることとなっています。

以上の法改正によって、このたび、本市の教育委員会規則について、八つの改正が必要となりました。

それでは、改正のポイントについて、参考資料2に沿って説明させていただきます。

まず一つ目の札幌市教育委員会公告式規則、一つ飛ばして三つ目の札幌市教育委員会傍聴人規則、四つ目の札幌市教育委員会公印規則については、新教育長の設置による規程整備として、今まで教育委員長となっていた文言を教育長に改正するものです。

それから、二つ目の札幌市教育委員会会議規則にお戻りいただき、ここでは同じく教育委員長の文言を教育長に改正することと、教育委員会会議録について、現在の規則でも既に定められている作成について文言に加え、公表についても定めることとしました。

なお、本市においては、既に会議録は作成し、ホームページ等で公表していますので、実務上の変更等はありません。

次に、五つ目の札幌市教育委員会行政組織規則では、3月13日の教育委員会会議でご審議いただいた総合教育会議の運営等に関する事務の補助執行について、これを当該規則の別表に加えたほか、札幌市附属機関設置条例の施行に伴い、本市の附属機関となった札幌市学校給食運営委員会等四つの委員会の庶務についても、担当課の事務分掌に新たに追加しています。

次に、六つ目の札幌市教育委員会事務委任等規則では、教育委員会から教育長へ委任された事務の管理・執行状況を教育委員会会議において報告することについて、新たに規定いたしました。委任された事務の管理・執行状況については、これまでも必要に応じてご報告などをさせていただいておりますので、今後も引き続き、適宜、ご報告等をさせていただきたいと考えています。

次に、七つ目の札幌市教育委員会職名規則は、新教育長が地方公務員法上の特別職となることから、一般職の職名について定めている当該規則からは削除する必要があるため、所要の規定の整備を行っています。

最後に、八つ目の札幌市教育委員会教育長職務代理者規則ですが、これは当

該規則の根拠となっていた地教行法第20条第2項が削除となることから、当該規則は廃止することとしました。

以上、合計八つの規則を改正いたします。

なお、これらの規則は、行政組織規則と職名規則の一部を除き、現教育長の任期が満了する日の翌日から施行となります。

それから、それぞれの規則の新旧対照表を資料として添付していますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

基本的には、形式的な改正かと思いますが、ご質問、ご意見をいただいて議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

○池田（官）委員 参考資料の先ほどご説明があったところで、教育委員会の定数3分の1以上からの会議の招集の請求については、新しく規則等に盛り込まれるものなのでしょうか、それとも、現行でそのような文言があるのでしょうか。

○総務課長 現行でも、月1回の定例会以外に臨時会として、委員長が必要と認めたとき、または、委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集するという規定があります。

○池田（官）委員 現行で既に盛り込まれているということですね。わかりました。

○池田（光）委員 この改正に伴い、本日いただいた教育委員会連絡協議会や政令指定都市教育委員・教育長協議会も、組織的には順次変更になっていくものなのですか。

○教育政策担当課長 昨年8月に開かれた総会において、その点を含めた改正をしています。順次、経過措置を経て移行していく予定です。

○山中委員長 委員長がいなくなったとしても、教育長以外の教育委員が政令指定都市教育委員・教育長協議会に出なくなる、つまり名称が変わるだけでなく、教育委員からは誰も出ないことになるのか、その辺はどういう方向に

なるのでしょうか。

○**教育政策担当課長** 今、資料がありませんが、今まで教育委員が出ていた会議から教育委員が除外されることはないと考えています。

○**山中委員長** あの会議は、政令都市間のいろいろな協議の場であるので、プラスになるところがあります。札幌の場合は、今までは委員長が出ていましたが、ほかの政令市などでは教育委員が交代で出ている場合もあるようです。今後、組織の改正に伴ってそちらの方も多少変わるかもしれないけれども、出られるなら出たほうがよいだろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**山中委員長** それでは、議案第1号については、事務局提案どおり決定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**山中委員長** では、そのようにさせていただきます。

◎議案第2号 博物館の登録に関する規則案

◎議案第3号 札幌市教育委員会行政組織規則及び札幌市教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第2号についてご説明をお願いします。

○生涯学習部長 それでは次に、議案第2号 博物館の登録に関する規則案、第3号 札幌市教育委員会行政組織及び札幌市教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則案です。これは、どちらも博物館法の一部改正に伴う規則案で関連しますので、一括して説明させていただきたいと思います。

議案の詳細の説明に先立ち、資料1に基づき、博物館制度の概要と今回の規則整備に至る経過についてまとめたものを用いて説明させていただきます。

まず、資料の左上です。

博物館制度上の博物館の定義としては、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及といった事業を行う機関で、博物館法で定められた事業を行い、登録を受けたものを登録博物館としています。この登録要件には、館長や学芸員の配置、年間150日以上の開館などの条件があります。また、同様の事業を行っているもので、学芸員に相当する職員を置き、年間100日以上開館する等の要件を満たす施設については博物館相当施設として指定しています。さらに、これら以外で、要件に当てはまらないもので同種のことを行っている施設について博物館類似施設があります。博物館的なものは三つの制度があります。

平成23年度の国の社会教育調査によると、全国では、登録博物館が913カ所、博物館相当施設が349カ所、博物館類似施設が4,485カ所あります。このうち札幌市内では、登録博物館が青少年科学館を含めて4カ所、相当施設が5カ所、類似施設が16カ所となっています。

登録するメリットですが、社会的信用が得られることや、私立博物館であれば税制上の優遇措置などが挙げられます。

次に、今回の規則整備に至る経過ですが、資料2に博物館法の抜粋を載せています。

4 ページ目の第16条で、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定めることとされています。これを受け、今までは北海道教育委員会において、資料3に載せている博物館の登録に関する規則を昭和27年に定め、博物館法第27条で定める私立博物館に対する報告の徴収及び指導・助言、第29条で定める博物館相当施設の指定といった事務を行っていました。

このたび、国の地方分権改革の一環として、昨年6月に公布された第4次一括法という法律があります。これは、都道府県から政令市に移譲するものをまとめて一本の法律したのですが、この第4次一括法によって法が一部改正さ

れ、都道府県が設置するものを除き、指定都市の区域内にある博物館の登録及び博物館相当施設の指定についての事務権限が本年4月1日から、都道府県から指定都市の教育委員会に移譲されることとなりました。そのため、それらの事務を進めるための規則の整備が必要となりました。

次に、議案第2号 博物館の登録に関する規則案です。

これは、博物館法改正を踏まえ、本市における博物館の登録などに関する必要な事項を新たに規則で定めるものです。

なお、この規則の内容については、基本的には、資料3につけている道教委の規則と同様のものとなっており、札幌市の規則形式に合わせて、若干の文言整理等を行っています。

第1条では、規則制定の趣旨について定め、第2条では、登録の申請について、第3条では、登録要件の審査について、第4条では、登録原簿への記載について、第5条では、登録事項等の変更について、第6条では、博物館の廃止について、第7条では、登録等を行った際に教育委員会が行う公示についてをそれぞれ定め、中身としては、博物館法の第10条から第16条の規定に基づいた内容となっています。

次に、関連する議案第3号です。

今回の法改正によって、博物館の登録に関する事務が新たに札幌市教委の事務になるとともに、博物館相当施設の指定やこれらに対する報告の徴収、指導・助言についても市教委の事務となることから、関係規則の整備を行うものです。具体的な規則の改正内容は、新旧対照表のとおりですが、行政組織規則では、事務分掌を定める別表の中に、生涯学習部生涯学習推進課の第17号として、「博物館の登録、博物館に相当する施設の指定等に関すること」を追加します。

また、これらの事務については、申請件数自体は非常に少ないものと想定しており、登録等を行った際には、あくまでも札幌市教育委員会という名で公示する必要があります。教育委員会が教育長に委任する事務から除く一方、事務処理としては、便宜上、教育長または教育長が指定する職員が専決することを可能とすることが適当であると思われれます。このため、事務委任等規則第2条第15号として「博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定並びにこれらに対する報告の徴収及び指導助言に関すること」を追加し、さらに、教育長等が専決できる事務を規定する第5条第5号にもこれを追加するものです。

今回、議決いただきますと、本市における博物館制度での対応施設は、登録博物館が青少年科学館、博物館相当施設が円山動物園、芸術の森美術館、本郷新記念札幌彫刻美術館の3館、これらが相当する施設になります。

私からの説明は以上です。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山中委員長 形式的かつ専門的なものがありますのでわかりにくいと思います。わからない部分ははっきりおっしゃって質問していただいて結構です。

○池田（光）委員 これは、博物館の登録の促進を促して、いわば地方の自立や活性化に向かうという意味での法改正ですか。どういう意図があるのですか。

○生涯学習部長 法律の改正自体としては、登録とか指定の本来的な中身ではなく、今までは都道府県がやっているものに政令市の区域内におけるものは政令市でやりなさいということが追加された中身になります。地方分権の流れの中で権限が移譲されたということです。

○池田（光）委員 手続しやすくすることは、もっと増やすことに向かっているかということですか、それとも、ただ単純に手続的なことですか。

○山中委員長 地方分権と言われましたよね。

○池田（光）委員 地方分権の推進ということですか。

○山中委員長 そのために権限を移譲していくのだと。

ただ、政令指定都市以外の普通の市町村については、そこまでの移譲をしていかないということですか。

○生涯学習係長 今回は、政令指定都市に移譲する限定的なものです。

○山中委員長 地方分権の推進とは言うけれども、政令指定都市という都道府県とほぼ対等な能力等を有する部分には移譲するが、それ以外は相変わらず移譲しないという感じがしますね。地方分権の推進の一端は担うだろうけれども、より一層の地方分権の推進というところはまだまだ足りないという感じもしないではないです。

○臼井委員 博物館相当施設の中に、札幌市の円山動物園が入っています。円山動物園の場合、ここの設置要件の中で言うと、年間100日以上開館していて、園長がおられることを考えてみると、登録博物館にならないのは何が欠けているのでしょうか。

○生涯学習係長 博物館法上、教育委員会所管のものを登録博物館とするとあ

ります。現在、環境局で所管している円山動物園と、あとの2施設は観光文化局ですので、所管的な部分として登録博物館にはなり得ないという理解です。実際は、相当施設の関係の会館日数や館長で満たしている施設があるのは事実です。

○白井委員 教育委員会が所管施設でないと条件にならないのですね。

○生涯学習係長 博物館法第19条に、「公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する」とありまして、そこがこの制度の制約です。

○池田（光）委員 例えば、企業が博物館類似施設を積極的につくることによって、その地域の小学校の訪問を増やして接点を持ったりしながら教育に役立っていくような仕組みや方向性はあるのでしょうか。民間としては、これをどう活用したらよいかなど感じるのです。

○生涯学習部長 いわゆる設置者の考えかなと思います。博物館相当施設に対する指定は、あくまでも申請が上がってくることになりますので、そういったものをつくられた民間企業から、ぜひこういった形で指定してもらいたいということで要件が合えば指定するということです。実際に民間でやっている類似施設はありますので、その辺は考え方かなと思います。行政でそういったことを推奨しているということでもないです。

○池田（光）委員 そういう意識がなくても、自社の財産を少し公開していく方たちもいらっしゃるような気がするのです。それが地域や教育に結びつくことであれば、もう少し趣旨を訴えてそういうことをやってもらうのも手なのかなと感じたのです。

○山中委員長 私立博物館について、第27条に規定があります。第27条を使って指導・助言ができると思います。教育委員会の指導・助言を受けながらそういう施設をつくり、運営していくことは考えられるかなと理解するのですが、どうですか。そういう考え方でよろしいですか。

○生涯学習部長 はい。

○池田（官）委員 関連してですが、資料1を拝見すると、札幌市内に博物館

類似施設は16あります。例えばどういうところがあるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 北海道開拓記念館、札幌市資料館、札幌市下水道科学館、札幌村郷土記念館、札幌市豊平川さけ科学館、札幌市手稲記念館、札幌ウィンタースポーツミュージアム、サッポロビール博物館とか雪印メグミルク酪農と乳の歴史館など幾つかあります。

○山中委員長 ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 基本的には、札幌市に移管されることによって、札幌市として独自にやっていけることになるので、そういう意味では、地方分権の推進という面はあるでしょうね。

この内容で承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、そのように取り扱います。

◎議案第4号 札幌市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則案に係る意見について

○山中委員長 続いて、議案第4号をお願いいたします。

○生涯学習部長 続いて、議案第4号 札幌市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則案に係る意見についてです。

これは、別添1及び2のとおり、市長から、札幌市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則を制定するに当たり、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の第25条の規定に基づき教育委員会の意見を求められたことから、議題として提案するものです。

まず、本件の概要について説明させていただきます。

平成24年8月の「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布を受けて、今年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることとなっています。

この内容については、別添3をご覧ください。

上段に「地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。」とあります。これは、子ども・子育て支援新制度に基づく幼保連携型認定こども園は、教育と保育を合わせて提供する施設となり、その所管は教育委員会ではなく、市長部局となりますが、この子ども・子育て支援新制度に基づく幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育委員会の権限に属する部分と密接に関係あるものについては、地方公共団体が規則で定めることと、その規則の実施に当たっては教育委員会から意見を聞かなければならないという規定です。

別添3下段の法律の第25条では、規則を制定するときにはあらかじめ市長は教育委員会の意見を聞かなければならない、という規定になっています。まず、規則を制定する際に、教育委員会の意見を聞き、その規則の中に具体的な項目として教育委員会の意見を聞かなければならない項目が定められるので、それらを実施するに当たっては、それぞれの項目についてさらに意見を聞かなければならないということです。本日の議案は、規則の制定にあたって、規則案について意見を求められているものです。

規則案の内容は、別添2のとおりです。認定こども園に関する事務について、教育委員会に意見を聞く事項として、「(1) 教育課程に関する基本的事項の策定に関する事」、「(2) 設置及び廃止に関する事」、「(3) 職員の研修に係る基本的事項に関する事」、「(4) その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるもの」、この四つについて意見を求められています。

教育課程に関する基本的事項など具体的に定めようとしている規則案ですので、議案の意見書の欄に書いてあるとおり、この内容は適当と考えることとしてよろしいかどうか、ご審議のほどをお願いいたします。

○山中委員長 教育委員会が認定こども園の関係で意見を言えるようにする根拠としての規則ですね。

○生涯学習部長 はい。

○山中委員長 どういう場合に意見を言えるようにしておきたいかは、先ほど説明があった、「教育課程に関する基本的事項の策定」等の4項目です。そういったことについて意見を述べるのが可能なようにしておく根拠規定としての規則を制定することに対する意見ということですが、これでは足りない、これは要らないのではないか、文言がおかしいのではないか等、何かありましたらどうぞ。もちろんご質問でも結構です。

○池田(官)委員 市立幼稚園の園長先生の任命権は教育委員会にあると理解しているのですが、どうなのでしょう。

認定こども園になったとき、その認定こども園の長に当たる方、小学校、中学校でいうところの校長先生に当たる管理職的な方の任命権について、教育委員会には意見を聞かれない、つまり、そこに関しては別添2の(1)から(4)までに入っていないように思ったのですが、これは適切なのでしょうか。

人事に関する事項は、教育委員会から意見を聴取しないということではよろしいのでしょうか。

○児童生徒担当部長 認定こども園は市長部局である子ども未来局が所管することになりました。そのため、認定こども園にじいろは、職員の整備をし、子ども未来局の職員を園長とすることとしています。今回の規則の中には、委員が言われるとおり、そこに対して意見を言うための項目は入っていません。

○**教育次長** 事業調整担当課長という形で、しんえい幼稚園の園長を配置しています。その方を一度、中央幼稚園の園長として配置し、兼務という形で子ども未来局の担当課長を務めています。

それは、管理職人事として教育委員会会議にお諮りいたしました。

○**山中委員長** 今後も、その形が当分続いていくのですか。

○**児童生徒担当部長** 職員部からは、事業調整担当課長は2年間ということで言われているので、その2年のうちに整理しなければならないと思います。

○**生涯学習部長** 今は、1カ所、しんえい幼稚園が認定こども園になっただけである、保育教諭の部分についても、きちんと別に考えながらやっていくことが本来の姿だとは思いますが、まだ1カ所ということもあって、そこまで整理がついていません。とりあえずは、幼稚園教諭は幼稚園教諭、保育士は保育士で、保育教諭と併任という形で任命します。今は、児童生徒担当部長が言ったように、あと数年以内にもう少し整理をしましょう、その間に市立の認定こども園がさらに増えるのか、増えないか自体はまだ見えない部分がありますので、そのことも含めて整理していきましょうという形でやっていきます。

○**山中委員長** 複雑な部分があるようですが、この規則案自体は、人事権の問題は別となりますね。

ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**山中委員長** 特になければ、議案第4号も議案どおり承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**山中委員長** それでは、そのように決定させていただきました。

◎議案第5号 札幌市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則及び札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第5号についてご説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第5号 札幌市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則及び札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について説明させていただきます。

初めに、提案の理由ですが、本年4月から質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目的としたいわゆる子ども・子育て新制度が実施されることです。そのため、札幌市立幼稚園において行う教育に係る使用料を新制度における国の公定価格と同額にするとともに、入園料を廃止するため、札幌市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例案についての意見を1月23日開催の教育委員会会議でご決定いただきました。

議案書に添付している条例をご覧ください。

本条例は、平成27年第1回定例市議会に提出して、3月10日に議決、同日付で公布されています。条例の改正に伴い、同条例施行規則及び札幌市立幼稚園園則の一部を改正する必要があることから、今回、議案として提出させていただくものです。

それでは、具体的な改正内容を説明させていただきます。

議案書の施行規則新旧対照表をご覧ください。

このたびの条例改正に伴い、保育料の名称を使用料に変更していますので、題名のほか条文中の保育料を使用料に改正しています。

次に、現行の施行規則第8条、新旧対照表の左下をご覧ください。

保育料の減免申請事由の届出に関する規定ですが、裏面の第2号に生活保護の規定があります。子ども・子育て新制度では、保護者の所得に応じた使用料をご負担いただきますが、生活保護受給者は負担額がゼロ円となります。このため、減免の必要が生じなくなるため、規定を削除します。また、入園料を廃止するので、表の中段にある第10条の入園料に係る規定を削除します。

次に、園則の改正内容ですが、園則新旧対照表をご覧ください。

施行規則同様、保育料の名称を使用料に変更します。

次に、第16条の条例引用部分を改正条例にあわせ、整備しています。

また、平成27年度から幼保連携型認定子ども園として位置づけられることに伴い、学校設置条例の改正が行われ、同園が幼稚園ではなくなることから、別表1及び別表2から削除します。

また、規則及び園則の全般にわたり、必要な字句整理を行うこととしています。

最後に、この規則及び園則の施行期日は、一部改正条例の施行期日が平成27年4月1日であることから、これに合わせて同日といたします。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

○池田（光）委員 単純な質問ですが、保育料と使用料の定義はどこかに書いてありますか。

○学事係長 今回、使用料と名前を変えたのは、総務局法制課が認定こども園条例で保育料という言葉を使用料に変えた関係で統一しました。保育料や使用料が全国的に定義されて使われている文言ではありません。あくまでも札幌市では今回の条例の中で整理をするということです。

○山中委員長 言葉の誤解を受けないようにするには、本当は定義規定が要るのですが、この程度のことなら、そう誤解は生じないだろうということでしょうか。

○学事係長 ただ、今回、条例上は使用料という名前になりましたが、実際に保護者が言っている保育料は、今度は利用者負担額という言葉で前面に出るようになります。条例上はいろいろな文言が重なっていますので、実際には使用料となっていますけれども、保護者は利用者負担額イコール保育料という形で使われると思います。

○山中委員長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第5号については、原案どおり決定ということでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第5号については、原案どおり決定します。

◎議案第6号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第6号です。

○教職員担当部長 議案第6号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案について説明させていただきます。

今回、ご審議いただくのは、教務主任、学年主任、生徒指導主事といった主任等の配置について定めた札幌市立学校管理規則第6条の一部を改正し、主幹教諭を置く場合に、当該主幹教諭が整理する校務を担当する主任等を置かないことができることとすることについてです。

まず、規則改正に至る経緯から申し上げます。

主幹教諭は、平成19年の学校教育法の改正により、新しい職として平成20年4月から置くことができるとされ、本市においても、平成22年4月から小学校及び中学校において設置し、これに伴い、当該学校には国から主幹教諭1名につき教諭1名がそれぞれ加配措置されているところです。

主幹教諭の職務は、学校教育法において、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し並びに児童または生徒の教育をつかさどることとされており、教務主任や学年主任などといった主任等の職務を包含していることから、文部科学省令においては、当該主任等の担当する校務を整理する主幹教諭が置かれている場合には、当該主幹教諭が主任等の職務を含めて担当することになるため、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは当該主任等を置かないことができることとされております。

なお、主幹教諭については、文部科学省令の規定により、主任等にすることはできないとされています。

一方で、国が主幹教諭1人に対して教諭1人を加配措置していたことにより、当該主幹教諭が校務を行っている際には、加配措置された教諭が児童等の教育をつかさどることができ、当該学校における児童等の教育をつかさどる教諭数には変動がないことから、本市においては、主幹教諭を置く場合でも主任等は別に置くこととしていました。しかしながら、平成27年度から加配数が主幹教諭2人に対して教諭1人となる旨、北海道教育委員会を通して連絡があり、その後も加配数が減少する見込みであるため、現行の取り扱いのもとでは、当該学校において児童等の教育のみをつかさどる教諭の人数が減ることになることから、文部科学省令の規定と同様の取り扱いとするものです。

議案の最終ページの資料の例ですと、規則改正前では、加配措置された教諭が削減されることにより、教務部において、教務主任を除いた主に授業を担当する教諭が2名から1名となります。そこで、規則を改正すると、右の図のように主幹教諭が教務担当として教務主任の職務を担い、教務主任を置かないと

した場合、主に授業を担当する教諭を2名配置することができるようになります。

最後に、札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

表の左側が現行の規則、右側が改正案となりますが、第6条第1項において、「ただし、主幹教諭を置く学校において、当該主幹教諭が主任等の担当する校務を整理する場合は、当該主任等を置かないことができる」というただし書を加えることとしたものです。

なお、施行日については、平成27年4月1日としたいと考えています。

本件については以上です。

ご審議のほどをよろしく願います。

○山中委員長 ありがとうございます。どうぞご質問なさってください。

○池田（官）委員 これは、加配が削減されることが見込まれる、あるいは、そういう可能性がとても高いことを前提とした改正ですね。

○教職員担当部長 そのとおりです。次年度、加配が減らされることがわかっています。

その後も加配については減らすようなことが示されていますので、それを踏まえての措置です。

○池田（官）委員 要するに、実質的な授業を担当する教員の数は減らないけれども、加配の教諭の数が1人減ることに対する対応という意味合いですね。

○教職員担当部長 そこがメインです。

○池田（官）委員 加配を削除しないでくれと言える余地は全くないですね。

○教職員担当部長 そうですね。国からの措置になります。

もう少し補足させていただきますと、現在は主幹教諭が1名いて、教諭が教務主任を兼ねているわけですが、この教諭がなかなか授業に手が回らないという部分で、教諭の加配がついていて、その教務主任の授業分を持っていたのです。ここが減ることになりますと、実質、加配がなくなると教務主任の教諭の授業をカバーできる人がいないような状況が出てくることが考えられます。

そこで、今は主幹教諭が教務主任の仕事を兼ねることができないのですけれども、規則改正後は主幹教諭が教務主任の仕事もすることで、左側の教務主任の教諭がそのまま教諭として授業に専念できることとなります。

○山中委員長 主幹教諭が教務を担当することができるという条文がどこかにあるのですか。今はしてはいけないとなっているのですか。

○人事係員 教務主任になること自体はできないのですけれども、教務の仕事を担うことができます。主任になってしまうと主任手当などがついてきて、また別の意味合いになってしまうのですが、その仕事だけ主幹教諭が行いまして教務主任がいなくなる形になります。

○山中委員長 主任等を置かないことができるとしたら、直ちに主幹教諭が授業をすることができますよということになるのが、どうもよくわからないのです。主任等を置いている場合には、主幹教諭は教務をやってはいけないという規則があるのですか。

○人事係員 文科省令で、教務主任等になれるのは教諭のみとされておりますので、そもそも主幹教諭は教務主任にはなれません。ただし、今回の改正によりまして、主幹教諭が教務主任になることはできないのですが、その主任の仕事をするすることができます。そうすることで、教務主任をその学校からなくすことができます。その場合に、教務主任だった方は一般の教諭として授業に専念することができます。そのため、削減された加配の1名分を教務主任だった方が教諭になることでカバーする構図になっています。

○臼井委員 今までは教務主任という形で主に教務の仕事をしながらも、現実的には教科の指導等も行ってきたことがあるわけです。それが、今後は、いわゆる教務の仕事は主幹教諭が主に受け持つので、教務主任の人の二重の仕事、教務の仕事しながらも授業をすることが少なくなるので、左側の現行にある加配の教諭がいなくなった分をそれでカバーするということだと思います。心配なことは、仕事の量が現実には減るわけではないと思いますので、主幹教諭1人でやることは事実上難しく、やはり、今までやっていた教務主任もある程度受け持たざるを得なくなるので、職務上の負担はかなり増えるのではないかと思います。

もう一つ、北海道、本州はそうでもないと思いますけれども、東京都では主幹教諭に任命された人が返上するというをよく聞きます。つまり、主幹教

諭の職務範囲が非常に曖昧なために、受け持つことがかなり出てくるということです。そうなってくると、主幹教諭はますます職務が厳しくなるので、これであまりうまく運ぶのかという危惧があります。そのあたりの見通しはいかがなものですか。

○教職員担当部長 仕事内容については、スタートして4年間たっているのですが、各学校で執行内容が変わってきて違うのですが、そのあたりの整理は必要かと思えます。

左側の教務主任が外れたからといって、この教諭が教務の仕事を全くしないということではなく、分担することが必要になると思います。また、次年度以降は、主幹教諭が持つ授業については、非常勤で0.5人の加配がつくので、そこでフォローすることを今は想定しております。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

○池田（光）委員 これは、現実に即しているのか、それとも、いろいろな問題を残しての見切り発車なのか、現場の所感はどうなのでしょう。

○教職員担当部長 現場の校長先生のお話は、そもそも主幹教諭を導入することについて、学校の校長、教頭、先生方というなべぶた型の組織体制にマネジメント力の強化という意味で主幹教諭を置きました。管理職と一般教員との間に立つ中間的な管理職ということで位置づけられて、学校体制の強化では非常に効果が上がっていることと、主幹教諭ご自身も将来の管理職を目指して学校の動きを学ぶことができるというような声はお聞きしています。

ただ、業務内容は、先ほど臼井委員からも出されたのですが、どのようなことで、どのような成果が上がっているかについては、今後、さらに検証が必要かと思えます。

○山中委員長 主任を置かないことができるという改正によって、主幹教諭の業務がますます増えることはないのですか。

○教職員担当部長 学校の実情によって、教務主任の仕事が中心になる場合は、主幹教諭が持つ授業数の軽減を図っていくことになると思います。そのところは、全てが今回の改正による教務主任を置かないで主幹教諭ということではなく、両方置ける学校は主幹教諭と教務主任を置いてもよいので、学校の実情によっては主幹教諭を有効に負担なく使っていくことが考えられるかと思いま

す。

○山中委員長 当該主任等を置かないことができるというのは、置かないこともできるし、置いてもよいという両面があるわけだと思いますが、基本的にはこういう規定を置くことによって、置かないほうが主流になっていってしまうということなのではないでしょうか。もう加配がないから置かないという方向でやる形になるのですか。

○教職員担当部長 教務主任を置ける学校は、教務主任を置いて主幹教諭も置くという学校はあると思います。そこは、学校で教務主任候補を挙げられる学校は2人いてもよいですし、その教務主任がいないという学校の実情によって、主幹教諭が教務主任の仕事を兼ねることも出てくるかと思えます。

○山中委員長 それは、規模によるのですか。

○教職員担当部長 学校規模にもよると思えます。

○池田（光）委員 文科省の発想として、加配措置の削減の背景に何があるのですか。単純に児童生徒の減少だけですか、予算のことですか、どこにあるのでしょうか。

○人事係員 全国的に加配はまちまちでして、札幌、北海道は1人につき1人についているのですが、自治体によっては全くついていないところもあります。ですから、今回の加配減が国のやり方とリンクしているというよりは、主幹教諭が教務主任を担う場合は教務主任を置かなくてよいというのは、主幹教諭を設置した当時から国から定められていたものになります。今回は、どちらかというと、札幌市、北海道がもともとの国の政令の動きに合わせるような形になってきます。

○池田（官）委員 ということは、加配は主幹教諭を導入したときの経過措置のようなものだったという理解でよいのでしょうか。つまり、主幹教諭という新しい制度を入れるので、それが現場になじむまでの間、1人、教員を余計につけておきましょうというような意味合いだったのでしょうか。それで、大体なじんだから、もう引き揚げますといった理解でよいのでしょうか。

○人事係員 当時の資料に明言されたものはないのですが、確かに、我々が見

ていく中では、だんだん減らされている、そして、ほかの自治体の動きも見ると、主幹教諭をつけてから少しずつ減らされているというような部分は実際にあります。

○池田（官）委員 つまり、この加配は、主幹教諭の導入に伴って加配された教諭だったということですか。

○人事係員 平成20年度に主幹教諭の設置ができたときに加配して、国で1,000人ほどつけるという予算があり、そこから始まっています。

○池田（光）委員 改正前のところに何とかしてもらいたいと逆に文科省に言うことはできるのでしょうか。

○教職員担当部長 本当は、所管教諭1人に1名の加配が望ましいと私たちも思っているのですが、道教委を通して加配を何とかということは要望として上げられます。

○山中委員長 要望として上げることは可能であるけれども、まず通らないだろうという見通しですね。

○教職員担当部長 難しいと思います。

○臼井委員 見通しのことで伺いたいのですけれども、現状としては、主幹教諭が全ての学校にいるわけではないですね。

○教職員担当部長 現在は、小学校6校、中学校16校で、次年度はそれを倍にする予定で、12名と32名になります。

○臼井委員 現在、200校近くある小学校のうちの6校ですから3%ぐらいですね。ほとんどの学校では主幹教諭がいらっやらないので、中学校では少し変わりますが、小学校では余り変化がないことになろうかと思えます。

私が問題だと思うのは、これから先、だんだん主幹教諭が増えていくことに伴って、じわじわと首が締まってくるようになっていく心配があります。そうになっていったときに対応して、どうやって学校の中の仕事量を削減していくのか。電算機を入れることで教員の事務仕事の削減化も一つですけれども、そのあたりのところも含めて検討をお願いしたいと思います。

日本の学校のよいところでもあるのですけれども、地域のこと、家庭のことを全部丸ごと引き受けるような仕組みになっているところがあります。そこは、保護者や地域の信頼を得てきた歴史的な経過があることはわかりますが、こう考えていくと、先生の仕事について整理をしていかなかったら、なかなか対応できなくなっていくのではないかという心配があります。

○**教職員担当部長** 主幹教諭の本来の趣旨と、実際の具体的な教務内容や成果、国の加配の状況等を見きわめて考えていく一つの職ではあると思います。

○**山中委員長** そうしますと、基本的に加配がなくなる見込みという方向を踏まえて、とりあえず、当該主任を置かないことができると思えるを得ないけれども、それに伴って、主幹教諭の業務過多の問題も起きかねないというあたりについて、今後どう対応していくか、教育委員会としてきちんと考えていかなければいけないという課題があることを教育委員と事務局が共有して存在を検討していくことを踏まえながら、結論としてはやむを得ない、この段階では承認するという方向でよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**池田(光)委員** この案件は非常に重要な感じがするのですが、規則の改正と、本来どうあるべきかという課題は、もう少し前からできたのではないかと思います。それが、規則がこうなって、時間に追われて、ここでこうしましょうという形の提案は、我々自身も反省しなければいけないという気がいたしますので、今後、そういうところも含めた提案をいただければと思います。

○**山中委員長** そういう課題があるように思いますので、ぜひ考えていただいたほうがよろしいかなと思います。よろしくお願いします。

正式な会議にかける前に、こんなことを考えていかなければならないのでこういう対策をしたいというご相談があったほうがよろしいと思います。

議案は原案どおり決定とさせていただきますが、附帯意見として要望を申し上げます。

○**山中委員長** 議案第7号からは公開しない議案となっておりますので、傍聴の方がいたら退席をお願いします。

以下 非公開